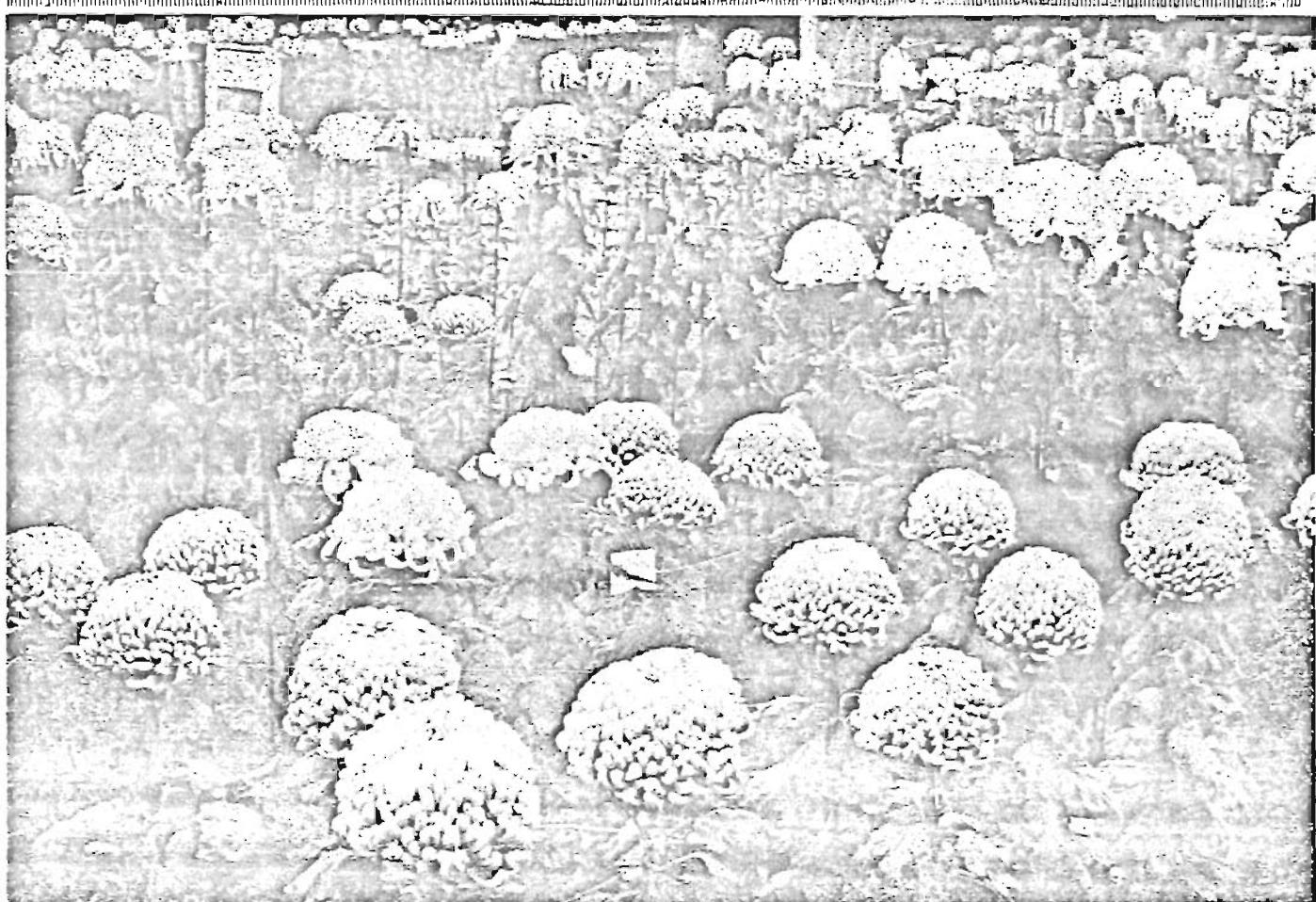


11月号

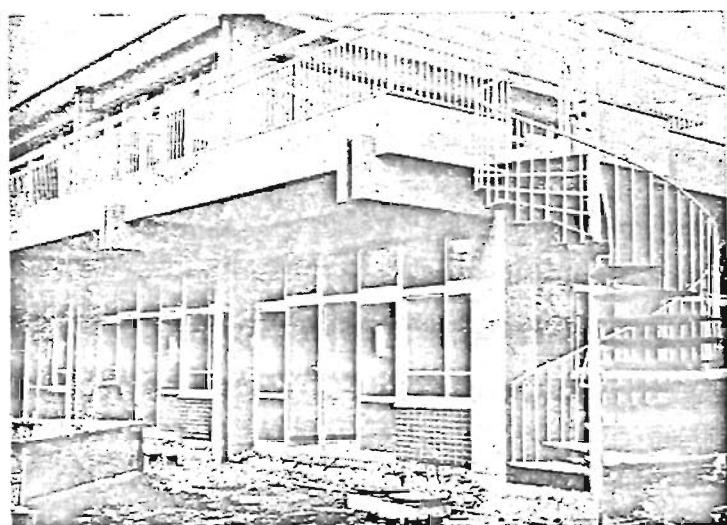
# 豊島区広報

昭和40年11月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111

世帯と人口
10月1日現在
人口 349,284
男 176,376
女 172,908
世帯数 128,240
(住民登録による)



会場いっぱい“秋のかおり”～中池袋公園の菊花展にて～



## 区立高南保育園

7番目

福祉行政の計画にそって、目下建設中の区立高南保育園（高田南町一丁目三五一番地）が、八分どおり完成、12月中旬の落成を目指し工事を進めております。  
敷地八五五平方メートルの上に、建物五四七平方メートルの2階造り。  
区立では7番目（簡易保育所を除く）の保育園で、収容人員は、児童六七名、乳児二三名。近く公募のはこびとなります。  
くわしいことについては、区厚生部福祉課  
(981)一一一まで。  
～完成近い高南保育園

# 41年1月1日実施 =新しい住居表示=

新町名は

「西池袋」、「田白」に



慎重に計画された青写真、何度も繰り返された審議会、

説明会など——いろいろな経過をへて、住居表示第二次実施地区は、昭和41年1月1日からスタートすることになりました。

新町名も「西池袋」「田白」となり、飛番や欠番のない整然と順序よく並んだ地番を使うことになります。  
これからは郵便配達、集金屋さん、そしてあなたのお家を訪ねる人たちも、皆がとても助かることでしょう。

今回の実施にあたっては、すでに前月号でお知らせしましたが、特に該当地区的皆さんには回覧版や、住居表示の「お知らせ」などをお配りしてまいりました。明るい町づくりがスムーズにできるよう、いっそんご協力をお願いします。

『出張所などの

『土地や家屋、戸籍の

本籍表示は』

方針です。“家とは関係ない”  
とおっしゃらずに、つぎのことからをよく読んでおきましょう

『出張所などの

『家を新築したときは』

住民票、印鑑簿、戸籍簿、選挙人名簿、被保険者台帳などは自動的に区役所で住所の訂正を

いっていない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めていく

したがって来年1月1日から

は、皆さんに通知された新しい住所で申請していただくことになります。

『なおいっそうのご協力を』

『皆さんの届出でにより

『訂正されるものは』

勤務先の住所変更、自動車所有者の住所変更、運転免許証、不動産登記の所有者の住所欄、そのほか免許許可の住所変更届などとなるります。

なお、これらを証明するものとして「住居表示変更証明書」を区役所1階の区民課、または所轄の出張所で無料で発行しますのでお申し出ください。

『土地や家屋、戸籍の

本籍表示は』

従来の番地を使う特例として新しい住居表示が実施されても、これだけは新しい町名と、もとの番地を用いることになります。例えば本籍が

豊島区雑司ヶ谷町六丁目一一三四番地にある方は

豊島区西池袋二丁目一一三四番地とあらわします。

『住民登録関係の届出は

14日以内にお忘れなく

次の場合は、必ず14日以内に所轄の出張所へ届け出してください。

◇新しく豊島区内に住所を定めたとき(転入届) ◇住所は変

わらないが、今までの世帯が分かれたり、合併したりしたとき、

また世帯主、続柄が変わったとき、(変更届)

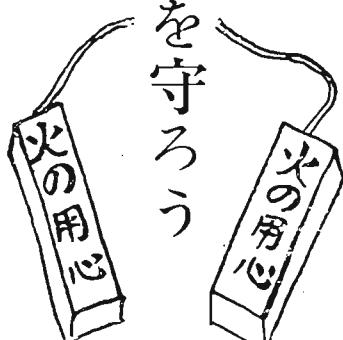
『い住所をお知らせします。

町名がかわったために、入っている町内会が變ったり、これまで親しかれわかれになつたり「○番○号」に親しみにくかたり、当分の間ご不便をおかけするかもしれません将来に向かってわかりやすく、たづねやすい町づくりに皆さんのご協力をお願いします。

お貸してくる金額は、一口2万円・一世帯5万円まで。利率は月3分。お米の通帳とハンコをお忘れなく――。

池袋公益質屋池袋一の一三四 東上線北池袋駅下車歩3分 駒込公益質屋駒込四の一五 国電駒込駅下車歩7分

## 火災からいのちを守ろう



11月26日～12月2日

焼死事故の例を見ると  
火災の発見が遅れたもの  
避難設備の悪かったもの  
が、ベスト3になっています。

◇寝る前に、もう一度火の元を確かめよう——。なんといっても一番恐ろしいのは、就寝中の火災です。

火災シーズンを前に、本年も全国いっせいに秋の火災予防運動が、11月26日から12月2日までの一週間にわたって行なわれます。

1年をとおし、火を一ぱん扱う冬から春さきにかけては空気が乾燥してくるため、火事も一番多くおこります。

火災の統計を見ると、ことしに入つて10月末現在、都内でおきた火事は六、七四〇件、死んだ人一〇〇名にものぼりました。豊島区内でも、二二三件、三名が焼死しました。

原因では、たばこの吸ガラが昨年と同様、依然トップ。たばこの火ぐら、といつも思ひぬ油断をしてしまいかで、「たばこは必ず吸ガラ入れのあるところで」……愛煙家の注意が強く望まれます。

ことしの火災の傾向は、全焼火災でなく小火災でも、焼死者が多くなっていることに注目されます。

そこで豊島・池袋両消防署では、焼死者をなくすと「人命安全対策

推進本部」を設けて、木造建物の3階や屋根裏を寝室に使つて建物の検査を強化し、指導を続けております。

一般的の家庭でもつきのことがらを参考にして、火災防止と人命安全対策を、もう一度検討しましょう。

理整とんしておくこと  
寝たばこはなるべくやめること  
石油・ガソリン・プロパンなど  
は正しい取扱いをすること

局労政課(212)五九七四または新宿労政事務所(36)〇一九一八

常用の従業員が三〇〇人(商業・サービス業は五〇人)未満の事業主が退職金共済事業団と契約して、毎月掛金を納めます。また、建設員に直接事業団から有利な条件で退職金が支給されます。また、建設業の現場労働者のために、共済組合による特別な制度もあります。

くわしいことについては、都労働

中小企業の  
退職金共済制度とは

## 給与支払報告書務年末調整事務の共同説明会

昭和41年度特別区民税・都民税の特別徴収給与支払報告書の提出についての説明会を下記日程により開かれます。

対象は区内で所得税の源泉徴収をする義務のある事務所事業所などです。

なお、当日は所得税の源泉徴収年未調整事務と法定調書についての説明も合わせて行なわれますので、ぜひご出席ください。

▲説明会についてのお問い合わせは  
・ 給与支払報告書関係は  
区税務課課税第二係(98)一一一  
・ 年末調整事務と法定調書関係は  
豊島税務署法人税第一課法人源

とき	ところ	該当地域	泉第二係(98)二二七一
12月6日(月)	午後1時30分	高田南町、高田木町、雑司ヶ谷町、日出町、日白町、椎名町、長崎町、京町、南長崎、千早町、千川町、高松、千早町、千の各全域	
" 7日(火)	豊島振興館	池袋東1～3丁目 西東京1丁目	
" 8日(水)	十文字学園講堂	池袋1～8丁目、堀之内町 駒込、環七町の各全域	
" 9日(木)		西東京2～4丁目	

### いつも明るく青色申告 納税貯蓄で今年も完結

#### 一青色申告普及月間一 (11月1日～30日)

期間中は、区役所経済課内商工会議所青色申告会でも新規の申請を受付けております

一豊島税務署一

### 納税感謝のつどい

去る11月12日豊島公会堂において

区、税務署、都税事務所、納税連合会の共催によって行なされました。

当日、区内納稅功勞者九七名に対し四者が個々に表彰状と感謝状を贈りました。

## ◎はじめに

わたくしたちの生活で一番大切なことは、なんといつても「健康である」ということですが、わたくしたちの多くは、病気や思わぬケガをしたときのために、充分の用意をいつもしているとはかぎりません。

医療保険は、ふだんからお金を出し合って、いざというときにお互に助け合う制度です。

皆さんには、会社や事業所の健康保険、あるいは日雇労働者健康保険、給員保険、公務員の共済組合、同業者でやっている国保組合などにお入りでしようか。

まだ、どの医療保険にも入っていない人がおりましたら、すぐ加入の手続きをしてください。

4年前の昭和36年4月からは、日本

のどこに住んでいても、医療保険のない人はいなくなりました。つまり国民皆保険が達成されたわけです。國民健康保険のあらましをお知らせしましょう。

## ◎豊島区国保の被保険者

豊島区に住んでいる人は、赤ちゃんとからお年寄りまで、皆んな豊島区国保の被保険者です。

ただし、次的人は除かれます。

①職場にある健康保険や日雇労働者健康保険の被保険者とその被扶養者  
②国保組合の組合員とその家族  
③生活保護法による保護を受けてい

## る世帯に属する人

④らい病で療養所に入っている人

⑤外国人(世帯主)とその家族、ただし世帯主が日本人で家族が外国人のときはその家族だけ

## ◎どんな給付が受けられるか

豊島区の国保で治療を受ける場合

治るまでは何年でも、被保険者の資

たときは、その世帯の世帯主に、助産費として、三千円が支給されます。  
(この場合妊娠4ヶ月以上で、死産の場合も含れます)また被保険者が死亡した場合、その人の葬祭を行なった人に、葬祭費として、三千円が支給されます。

◎保険でみてもらうとき

が死亡した人に、葬祭費として、三千円が支給されます。

◎医療費の立て替え払いについて

お医者さんにかかるたり、薬をもらったりしたときは、窓口で一部負担金を支払うだけでよいのですが、

次のような場合には、皆さんがいつたん立て替えて支払い、あとで保険で決められた医療費になおした金額の七割を、区から受けることになります。これを療養費といいます。

◎輸血のときに生鮮血を使用したとき

①看護、移送の費用

②輸血のときに生鮮血を使用したとき

③ニルセマトなどの費用

④あんま師(この場合医師の同意書が必要)、柔道整復師の治療を受けたとき

⑤旅行先で、健康保険医でありながら、東京の国保を扱わないお医者さんにはかかるとき、また急病などで保険証を提示することができなかつたとき(この場合、後日すぐ保険証をもつて行ってください)の費用

このようなときは、一応全額支払は、お医者さんから診療内容明細書と領収書をもらい、それをつけて区へ申請してください。

お医者さんに、医療費として窓口にさし出してください。

お医者さんには、一部負担金といい、お医者さんから診療内容明細書と領収書をもらい、それをつけて区へ申請してください。

ただし①から④については、必要書類につき国保課資格給付係(内線三三三番)へお尋ねください。

たのまでは、一部負担金は区が負担いたします。

健所に申請をして、許可になつたものについては、一部負担金は区が負



格のある間は、次の治療が受けられます。

①医師や歯科医師の診察  
②治療に必要な薬や、治療材料の支給  
③手術やいろいろな手当、入れ歯  
④入院、看護  
⑤病人を運ぶ費用

このほかに、被保険者が出産をしただし、結核、精神病患者で、保

(5) 昭和40年11月20日(国民健康保険特集)

## 豊 島 区 広 報



★診察を受けたときは、必ず始めて保険証をだします。

- ◎保険が使えない場合
  - ①自分でわざと、病気やケガをしたとき
  - ②健康診断を目的とする診察、検査
  - ③美容のための整形手術など
  - ④平常妊娠、正常分娩
  - ⑤歯ならびの矯正

このほか傷病の発生原因が、他人によつて起こされた場合(第三者行為による傷害)この場合直ちに傷病届をお出しください)には、原則として、国保ではその医療費の給付をいたしません。

#### ◎保険料

保険料は皆さんのがお金をかけてお互に助け合うのですから、皆さんに納めていただく保険料は、国保の仕事をすすめていく上で、一番大切なものです。

**①保険料の計算方法**

保険料は、次の所得割と均等割との合算額によって、賦課されます。

均等割額……国保加入者一人につき六百円

以上が一世帯の、1年間の保険料ですが、これを12か月に割って(10円未満の端数は、最初の月に算入します。)その月の分を、毎月末までに納めさせていただきます。加入者が増えたときはその月から、減ったときはその前の月までを月割りにして計算します。

保険料の最高額は、年額五万円までです。

**②保険料の通知**

保険料の年額と、毎月の納付額は



★国保では、その疾病または負傷が治るまで、お医者さんに診てもらえます。

- 毎年4月に、世帯主に通知します。  
新規転入、世帯内の加入者増減などのときは、そのつど通知します。
- ◎保険料の納付方法

保険料は、区役所の職員が毎月集金に皆さんのお宅を訪問しますからそのときは、すぐ払うことができるよう、用意しておいてください。

お勤めなどの都合で留守がちのお宅は、隣の方へお預けくださるか、区役所国保課へ直接納入してください。なお、郵送されるときは、現金書留が便利です。

#### ◎国保の保養施設について

国保に入っている皆さんのが、気軽にご利用していただけるよう、近県の温泉地の旅館と国保の指定旅館の契約を結んでおります。

##### ①指定旅館所在温泉地

湯沢、塩原、川治、鬼怒川、水上、宮ノ下、湯河原、伊香保、箱根湯本、同



★保険料は、毎月月末までに、お納めください。



★国保のお届けは、10日以内に、区役所または出張所へ……。

#### ◎利用方法

利用される日の二週間ほど前までに、国保課管理係(内線三二一番)へお申し込みください。

##### ③料金、旅館名など

契約料金は、一泊二食付千百円から千七百円までで、旅館名など詳細については、お尋ねください。

#### ◎国保の届け出は、10日以内に

国保についてのお届けは、すべて10日以内に、世帯主が区役所または出張所へ届け出してください。

転入、転出、住所変更、他の医療保険に加入、離脱、出生、死亡、その他世帯に変更があった場合、保険証を添えて手続きをしてください。

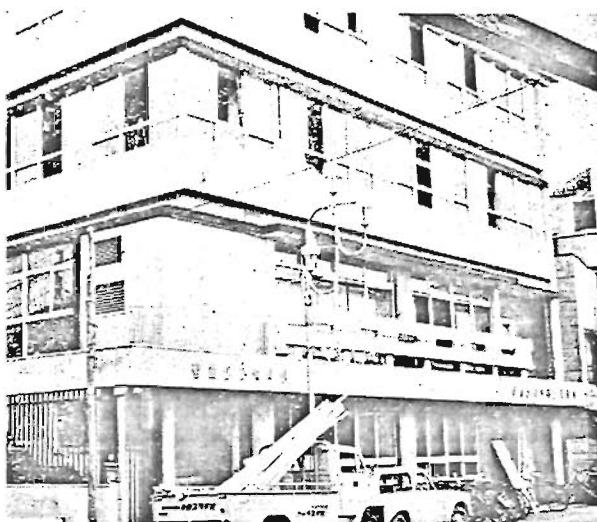
#### ◎お問い合わせ、ご意見は

国保のことごと、お問い合わせ、ご意見、ご相談などがありましたら、ごえんりょなく、管理係へ申し出てください。

# 社会教育だより

## 青少年のグループ活動の場

### 豊島区立青年館ご案内



#### 会館の施設紹介

室名	収容人員	主な使用目的
視聴覚室	25名	優良映画試写会、映写技術講習会、各種音楽教室
会議室	20名	各種集会、懇談会
和室	50名	各種集会、講習会、茶道教室、華道教室、習字教室
普通教室	40名	青年学級、青少年講習会、研修会、各種教室、各種学級
文化教室	40名	絵画教室、彫刻教室、工芸教室
レクリエーションホール	100名	フォークダンス、ゲーム、体育研修会、講習会、講演会、映画会
読書室	30名	読書

「働いている青少年のグループで会合を開きたいが、適当な会場がない」——このようにお困りの青少年団体はございませんか……また、文化活動レクリエーションに参加されたい方はおりませんか……。

このような方たちのために、青少年の総合的な教養とレクリエーションセンター、区立青年館があります。

利用できる方は、区内の青年団体、子ども会などです。祝日の翌日・年末年始開館時間：午前9時～午後9時

使用料：無料  
休館日：毎週月曜日・国民の祝日の翌日・年末年始

※ 豊島区立青年館(93)六七四〇  
△臨時休館日：12月18・19日は都合により臨時休館いたします。

申込先とお問い合わせは：池袋二丁目一〇三五番

「働いている青少年のグループで会合を開きたいが、適当な会場がない」——このようにお困りの青少年団体はございませんか……また、文化活動レクリエーションに参加されたい方はおりませんか……。

☆ 区民スキー講習会

（12月1・3日後7時～8時30分）

ウインタースポーツの花形、スキーリゾンの開幕を間近かにひかえ恒例の区民スキーラッピング会を開きますので、ふるってご参加ください。



第一回（講習・検定会）  
とき：41年1月21日～23日まで  
(前夜出発 2泊3日)  
宿舎は百泉園

第二回（講習）  
とき：41年2月17日～20日まで  
(前夜出発 3泊4日)  
ところ：熊の湯スキー場  
宿舎は熊の湯

初心者を対象に開きますので、お気軽にご用意ください。

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

申込先：区内在住者と在勤者

定員・参加料：一回五〇名 無料

指導：区民スキー連盟 指導部

申込先：会場で受け付けています。

第二回（講習）  
とき：41年2月17日～20日まで  
(前夜出発 3泊4日)  
ところ：熊の湯スキー場  
宿舎は熊の湯

初心者を対象に開きますので、お気軽にご用意ください。

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

申込先：区内在住者と在勤者

定員・参加料：一回五〇名 無料

指導：区民スキー連盟 指導部

申込先：会場で受け付けています。

第三回（講習）  
とき：41年3月17日～20日まで  
(前夜出発 3泊4日)  
ところ：豊島区立青年館

初心者を対象に開きますので、お気軽にご用意ください。

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

申込先：区内在住者と在勤者

定員・参加料：一回五〇名 無料

申込先：直接会場で受け付けています。

第四回（講習）  
とき：41年4月17日～20日まで  
(前夜出発 3泊4日)  
ところ：豊島区立青年館

初心者を対象に開きますので、お気軽にご用意ください。

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

申込先：区内在住者と在勤者

定員・参加料：一回五〇名 無料

申込先：直接会場で受け付けています。

☆ 若さを保つ教室

私たちの毎日の生活は、とかく運動不足になります。なりがちです。つかれやすいは、肩がこる”“腰が痛い”“食欲がない”“よく眠れない”ということはありませんか……。いつどこででも健康体操やゲームを楽しみながら、あなたの健康を守るために、ぜひ参 加しましょう。



☆ 区民釣教室

釣愛好者のために、ワカサギ（湖上・氷上釣）の釣教室を開きます。腕に自信のある方もぜひどうぞ。

とき：12月15日午後7時～8時30分  
ところ：豊島区立青年館

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

講師：区釣友連合会副会長 津布久悦太郎氏  
定員・参加料：五〇名 無料

申込先：会場で直接受け付けています。

# おかあさん、みみよりのはなし

## 「安全ひろば」・・・校庭開放・・・

子どもを明るく元気に育てあげたい。これは、おかあさんのこころからの願いです。

しかし、子どもの交通事故のかなしい報道が新聞にのらない日はあります。

ません。きっと、おかあさんがたの胸はしめつけられる思いでしよう。

これについては、区でも学校でも特に力を入れ、いろいろな対策をたてております。

そのひとつが校庭開放——。校庭を地域の子どもたちが自由に遊べるようにしております。

### 都から区へ

#### 移管事務の手引き⑦ 精神薄弱者福祉法

この法律は、精神薄弱者に対し更生のための援助と必要な保護措置をして、その福祉をはかるもので、昭和35年4月に制定されました。

制定以前は児童福祉法によって、精神薄弱児のみ援護されておりましたが、この法律によって成人に対しても援護されることになり、明るい光を投げかけたものです。

このため福祉事務所には、専任の

利用日には、指導員が出向き健全で安全な遊び方も教えています。

利用できる者は、小学校に通学している学童に限ります。

**【利用できる日】**

日曜日、国民の祝日、学校の休業日（ただし、学校の行事、天候などで中止することもあります）

#### 【注意】

○野球やほかの人に迷惑のかかる遊びはできません。

### 恵まれない方たちに暖かい手を・・・

としていて  
いたいと  
ます。



巡回相談が行なわれます  
とき：11月24日(水)午後1時～4時  
ところ：豊島区立青年館  
△相談内容▽

◇ 身体障害者の方：医療・生活・職業・障害年金・義肢  
器具の適合検査交付修理・装着の訓練などのこと

◇ 精神薄弱者の方：医療判定・療養施設への照会・居宅指導・心理転能・生活・医療保険施設への相談など  
このことについてのお問い合わせ

福祉司が置かれ、東京都では精神薄弱者更生相談所を新宿区戸山町一に設けました。

福祉事務所では、これらの方たちに対する援助施設への入所、生活

来年1月15日は“成人の日”この日を迎える青年の将来を祝福、激励するために、区では記念行事を行ないます。  
対象者は、昭和20年1月16日から昭和21年1月15日までに生まれた方で、当日は豊島公会堂で、式典を行なうほか、豊島振興会館で“成人のつどい”などを開く予定です。  
該当者には、12月1日現在の住民登録によって調べた上で通知しますが、くわしいことについては、12月号の広報紙上でお知らせします。

-----“成人の日”記念行事について-----

◎社会教育だよりについてのお問い合わせは、区教委社会教育係または社会体育係へ(98)一一一申込先：会場で受け付けています。

△社会教育だよりについてのお問い合わせは、区教委社会教育係または社会体育係へ(98)一一一

初めての方、特に歓迎いたします  
とき：12月7・14日  
午後6時30分～8時30分

ところ：豊島区青年館

対象：中学生以上区内在住と在勤者  
定員・参加料：四〇名 無料

指導：区体育指導委員会  
申込先：会場で受け付けています。

りますので、ご遠慮なくご相談ください

るよう望んでおります。

は――

### 卓球教室

豊島福祉事務所(98)一一一へ

